

No	質問	回答	日付
1	落札結果の公表は、総額のみで単価公表はなしという認識でよろしいか？	お見込みのとおりです。	2月26日
2	仮に弊社が落札した場合、契約締結に伴う協議は可能ですか。 また契約締結に際しては、入札者である受任者以外に、参加資格登録している別の受任者(事業所長等)へ再委任することは可能ですか。その場合、委任状は必要ですか。 必要な場合、落札後等、提出期限があれば教えてください。	締結に伴う協議は可能です。 参加資格登録している別の受任者への再委任することは可能ですが、委任状が必要です。提出期限は特に設けません。	2月26日
3	入札書と内訳書を別封とし、外封筒に入れ、郵送する場合、内封筒に封印の指定はございますか。	指定はありません。	2月26日
4	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下のとおり、弊社の要綱に沿った端数処理を適用して問題ありませんか。 基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金および電力量料金の各小計においては、小数点以下第2位(小数点以下第3位を四捨五入)まで保持し、円未満の端数処理は行なわない。	ご質問のとおり端数調整については問題ありません。	2月26日
5	現在、当社は「消費税8%含む単価」しか持ち合わせていません。2019年10月以降の期間の算定については、「現行単価×110/108 ≒ 消費税10%含む単価相当」となる仮単価で入札金額を算定してよろしいですか。 なお、当社が落札した場合は、「消費税10%を含む単価」が決定され次第、上記仮単価を上回らない範囲で単価変更の協議は可能ですか。	仮単価で入札金額を算定して下さい。 消費税が引上げられた場合については、単価変更の協議は可能です。	2月26日
6	入札説明書において、「平成31年3月31日以前は、最低価格者である旨を連絡するだけに留めるものとする。」とあります。 供給開始までに電気契約の切替手続を行う必要があり、弊社様式の申込書に供給地点特定番号や現状の契約内容を掲載する必要がありますが、協力していただくことは可能ですか？	回答します。	2月28日
7	受任者による紙入札の場合、様式5-2号を使用いたしますが、入札者代表者は記名のみとし、押印は代理人のみという認識で相違ありませんか。 また、内訳計算書に押印は不要と考えて問題ありませんか。	お見込みのとおりです。	2月26日
8	再度入札は2回とすると記載がありますが、郵便にて入札参加する場合、1回目の入札書のみ送付することで、2回目の入札は辞退とみなされる、と考えてよろしいですか。	郵便による入札参加について、1回目のみ入札書の送付であった場合、2回目以降の入札は辞退とみなします。 1回目不調に終わり、2回目以降を希望する場合は、2回目以降の入札書も一緒に送付してください。また、その場合は1回目から3回目までの入札書が分かるようはつきりと明記して下さい。	2月26日